



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

税務情報Q&A

Q：中国では税関による調査が活発化していると聞いていますが、何か制度改革等があったのでしょうか？

デロイト中国 北京事務所 米国公認会計士 シンガポール勅許会計士 **竹田 剛** たけだ つよし

A：

2016年中に、税関に関する制度変更がいくつかありました。本稿では、そのうちの1つである、2016年3月に税関総署が公布、施行した「中華人民共和国税関：輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告」（以下、「20号公告」と表記）について解説します。

20号公告の目的には、税関申告書（中国語：報関単）の情報の網羅性向上等がある一方で、税関申告書の記載事項として、新たに以下の3つの質問が追加されました。

- ① 貨物の取引先との特殊関係が存在するか否か
- ② その特殊関係が貨物の成約価格に影響しているか否か
- ③ 貨物と関連するロイヤリティーがあるか否か

これらは税関による調査にて頻繁に取り上げられる項目であり、特に日系企業が日本の親会社から貨物を輸入する場合は注意が必要です。

この20号公告が施行されて以降、通関時の回答によっては、税関から質疑を受けるケースも散見されています。また、通関時に質疑を受けなくとも、その後に税関調査若しくは、自己検査の形式で税関に質疑を受けることもあります。

では、上記の3つの質問でいうところの特殊関係と成約価格への影響、関連するロイヤリティーの定義について見てみましょう。

(1) 特殊関係の有無 (20号公告 第四十三条)

一般税務よりも範疇が広く、独占的代理店等も含まれます。

本項目は「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（以下、「査定弁法」と表記）第16条に基づき、輸出入における売買当事者双方に特殊関係が存在するか否かを記載、報告することを求めるものです。以下のいずれかに該当する場合には、売買当事者双方に特殊関係が存在するものと見なされ、本項目に「はい (是)」と記載し、そうでなければ「いいえ (否)」と記載することとなります。

- ① 売買当事者双方が同一家族のメンバーである場合
- ② 売買当事者双方が相互に商業上の高級管理職又は董事である場合
- ③ 当事者の一方が直接又は間接に相手方の支配を受ける場合
- ④ 売買当事者双方がいずれも直接又は間接に第三者の支配を受ける場合
- ⑤ 売買当事者双方が共同で直接又は間接に第三者を支配する場合
- ⑥ 当事者の一方が直接又は間接に相手方の5%以上 (5%を含む) の、公開発行され、議決権を有する株券又は株式を所有、支配、又は保有する場合
- ⑦ 当事者の一方が相手方の従業員、高級管理職又は董事である場合
- ⑧ 売買当事者双方が同一パートナーシップのメンバーである場合

売買当事者双方について、経営上の相互関係を有し、当事者の一方が相手方の独占的代理店、独占的販売店又は独占的譲受人である場合において、前項の規定に該当する場合、特殊関係が存在すると見做されます。

(2) 価格への影響の確認 (20号公告 四十四条)

特殊関係が存在する売買当事者双方の取引において、以下3つのいずれかの方法により特殊関係が輸出入貨物の成約価格に影響を及ぼしていないことを証明できない場合は、特殊関係が価格に影響しているの見做します。

本項目は、「査定弁法」第17条に基づき、輸出入における売買当事者双方に存在する特殊関係が成約価格に影響を及ぼしているかどうかを記載、確認するものです。納税義務者が、成約価格が同時又はほぼ同時に発生した以下の価格のいずれかに近似することを証明できない場合には、特殊関係が輸出入貨物の成約価格に影響を及ぼしている見做されるため、本項目に「はい (是)」と記載することとなります。そうでなければ、「いいえ (否)」と記載します。

- ① 国内の特殊関係のない買主に対し売却した同一の、又は類似する輸出入貨物の成約価格
- ② 「査定弁法」に定める逆算価格評価方法に従い確定される同一の又は類似する輸出入の課税価格

- ③ 「査定弁法」に定める計算価格評価方法に従い確定される同一の又は類似する輸出入貨物の課税価格

(3) ロイヤリティー支払の確認 (20号公告 四十五条)

申告金額に含まれていない非貿易項目（ロイヤリティー）が、①貨物に関連していて、②その支払いが貨物の販売条件となっている場合は、貨物の金額に加算する必要があります。

本項目は、「査定弁法」第13条に基づき、輸出入における買主が直接又は間接に、売主又は関係者に対してロイヤリティーを支払っているか否かについて記載、確認するものです。ロイヤリティーとは、輸出入貨物の買主が、特許権、商標権、ノウハウ、著作権、ディストリビューション権又は販売権に関する知的財産権の権利者及

び権利者の有効な授権者の許諾又は譲渡を取得するため支払う費用をいいます。買主が輸出入において、直接又は間接に、売主又は関係者にロイヤリティーを支払った場合には、本項目に「はい (是)」と記載することとなり、そうでなければ「いいえ (否)」と記載することとなります。

以上の3つの質問への回答を根拠に、日系企業が税関当局から関税等の申告漏れについてのリスクを指摘されたり、自己調査や税関調査で税金の追徴を受けるケースが今後増えるものと考えられます。したがって、このような質問に対する回答を事前に検討することが望まれます。

以上

デロイト トーマツ 企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.deloitte.com/jp/book/er>

デロイト トーマツ 企業リスク研究所では、企業を取り巻くさまざまなビジネスリスクへ適切に対処するための研究活動を行っています。季刊誌「企業リスク」は、その研究成果や、各種リスクに関する実務経験を備えた専門家（研究所所属）の知見をお届けする専門誌です。最新号の試読も承っておりますので、是非この機会にお試しく下さい。（お一人様一回限り）

〈最新号 第54号（2017年1月号）掲載事項〉

●特集 2017年のリスク予測

- ・マクロ経済予測と、考えられるリスクシナリオ
- ・グローバルで、2017年に顕在化すると予測されるリスクとは
- ・ビジネスの国際化・情報化に伴い、押さえるべき法務関連リスクとは
- ・2017年のリスク予測
～コーポレートガバナンス、国際税務、金融規制、サイバーセキュリティの観点から～

●研究室

- I. 企業の不正リスク実態調査2016 調査結果解説
- II. インド版SOX — 小規模企業向け監査ガイドの活用

●連載

- 第8回 グローバルビジネスリスク最前線：
主要新興国の最新ビジネスリスク ～①中国～
- 第5回 保険ERM 基礎講座：パラダイムシフト
- 第3回 ステークホルダーへの価値創出を目指したITガバナンス：
ITガバナンスにおいて取締役会はどのような役割を果たすべきか
- 第7回 デロイト トーマツ サイバーセキュリティ先端研究所：
クラウドノーマル時代のセキュリティ対応の勘所

お問合せ先 デロイト トーマツ 企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohmatu.co.jp